作成例

組織図



上記役員のうち、□で囲まれた者が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る業務に責任を有する役員であることに相違ありません。

　　年　　月　　日

高崎市高松町５番地２８

○○株式会社

代表取締役　高崎花子

参考

「薬事の業務に責任を有する役員」の範囲

１　株式会社（特例有限会社を含む）：会社を代表する取締役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する取締役

※指名委員会等設置会社については、会社を代表する執行役及び薬事に関する法令に関する業務を担当する執行役

２　持分会社：会社を代表する社員及び薬事に関する法令に関する業務を担当する社員

３　その他の法人：上記に準ずる者